

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人大阪教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与(期末特別手当)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 改定なし }

理事 { 改定なし }

理事(非常勤) { 該当者なし }

監事 { 改定なし }

監事(非常勤) { 改定なし }

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 17,862	千円 12,269	千円 5,090	千円 368 (地域手当) 135 (通勤手当)			
A理事	千円 15,356	千円 10,404	千円 4,316	千円 312 (地域手当) 324 (通勤手当)			
B理事	千円 15,382	千円 9,677	千円 4,241	千円 968 (地域手当) 496 (通勤手当)			
C理事	千円 12,943	千円 9,677	千円 2,672	千円 290 (地域手当) 304 (通勤手当)			
D理事	千円 8,642	千円 6,055	千円 1,863	千円 666 (地域手当) 58 (通勤手当)	7月1日		
E理事	千円 3,941	千円 2,018	千円 1,638	千円 61 (地域手当) 61 (広域異動手当) 40 (通勤手当) 123 (単身赴任手当)		6月30日	◇
A監事	千円 11,961	千円 8,986	千円 2,481	千円 270 (地域手当) 224 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 744	千円 728	千円	千円 16 (交通費)			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給しているものである。
 注2:「広域異動手当」とは、転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し、広域異動を行った役員に支給しているものである。
 注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。
 「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教員については「教員人事の基本方針」及び「教員配置の年次計画」を、事務職員については「事務職員配置の年次計画」を策定し、これに基づき中長期の教職員の人事管理を行う。教職員の配置に必要な中長期の予算計画は、人件費総額の適切な管理の観点から経営協議会で審議し役員会で決定する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織の目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、大学教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、附属教員及び事務系職員については自己点検・評価のシステムを開始し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させることを目指している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級の1級上位に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成20年4月から

- (1) 副学長(教授が併任するものに限る)の管理職手当を教(一)5級86,800円、4級74,500円と定めるとともに、附属図書館長の管理職手当のランクを引き下げ副学長と同額に改めた。
- (2) 副校長の職務の級を教(二)3級・4級、教(三)3級・4級とし、教(二)3級、教(三)3級の賞与の役職段階別加算の率を10%から15%に引き上げるとともに、副校長の管理職手当を教(二)4級63,700円、3級60,700円、教(三)4級60,800円、3級60,200円とし、職務に応じた処遇とした。
- (3) 主幹教諭の職務の級を教(二)2級、教(三)2級とし、賞与の役職段階別加算の率を10%とするるとともに、主幹教諭手当を新設し、教(二)19,000円、教(三)18,000円とし、職務に応じた処遇とした。
- (4) 人事交流により教育委員会から受け入れる任期付大学教員の給与に関し、教育委員会で受けていた給与を保障し、人材を確保しやすくした。
- (5) 業務の多種多様化に対応するため、アドバイザー(非常勤)を新設し、時間単価を3,500円と定めた。
- (6) 常勤職員の基本給を初任給中心に若年層に限定して増額改定(平成19年4月適用)したことに併せ、非常勤職員の時間単価を一部増額改定した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	579	46.7	8,052	5,818	196	2,234
事務・技術	117	42.3	5,879	4,298	176	1,581
教育職種 (大学教員)	251	51.4	9,472	6,745	250	2,727
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	103	47.9	8,340	6,105	172	2,235
教育職種(附属義務 教育学校教員)	101	39.2	6,904	5,093	108	1,811
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	3	51.5	6,002	4,347	195	1,655
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

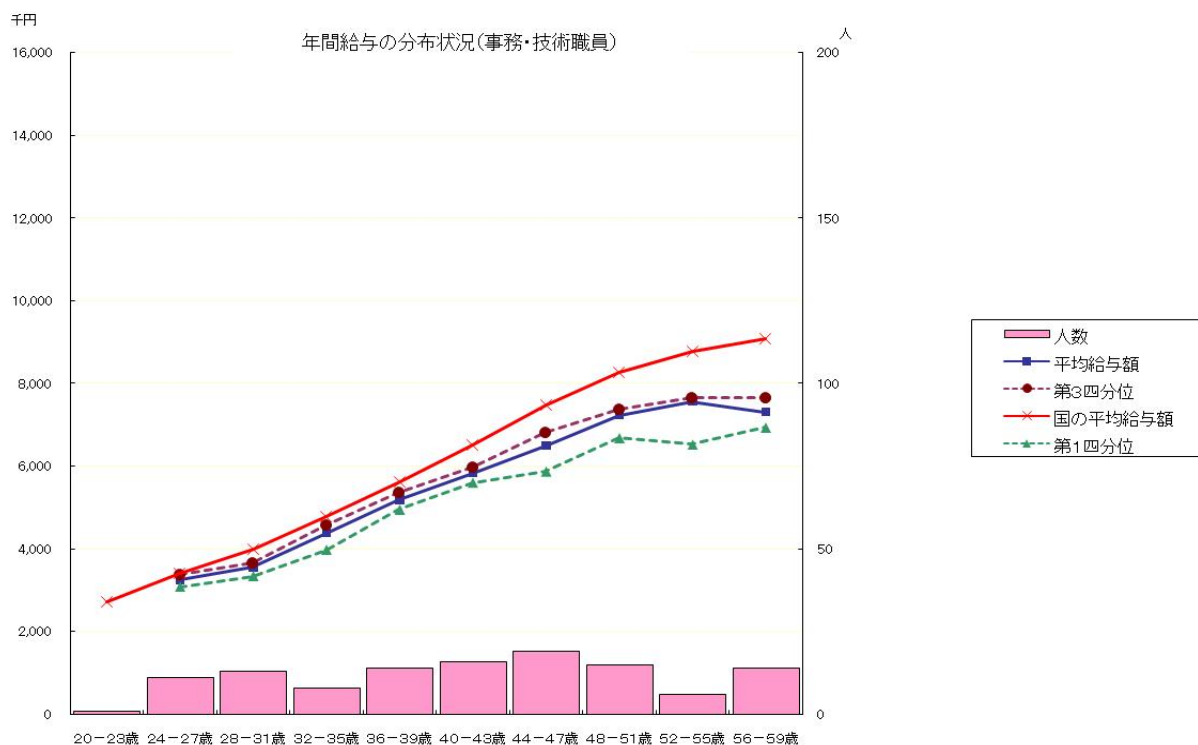
注2:常勤職員の「技能・労務職種」、「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(医療技術職員)」及び再任用職員の「教育職種(附属高校教員)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



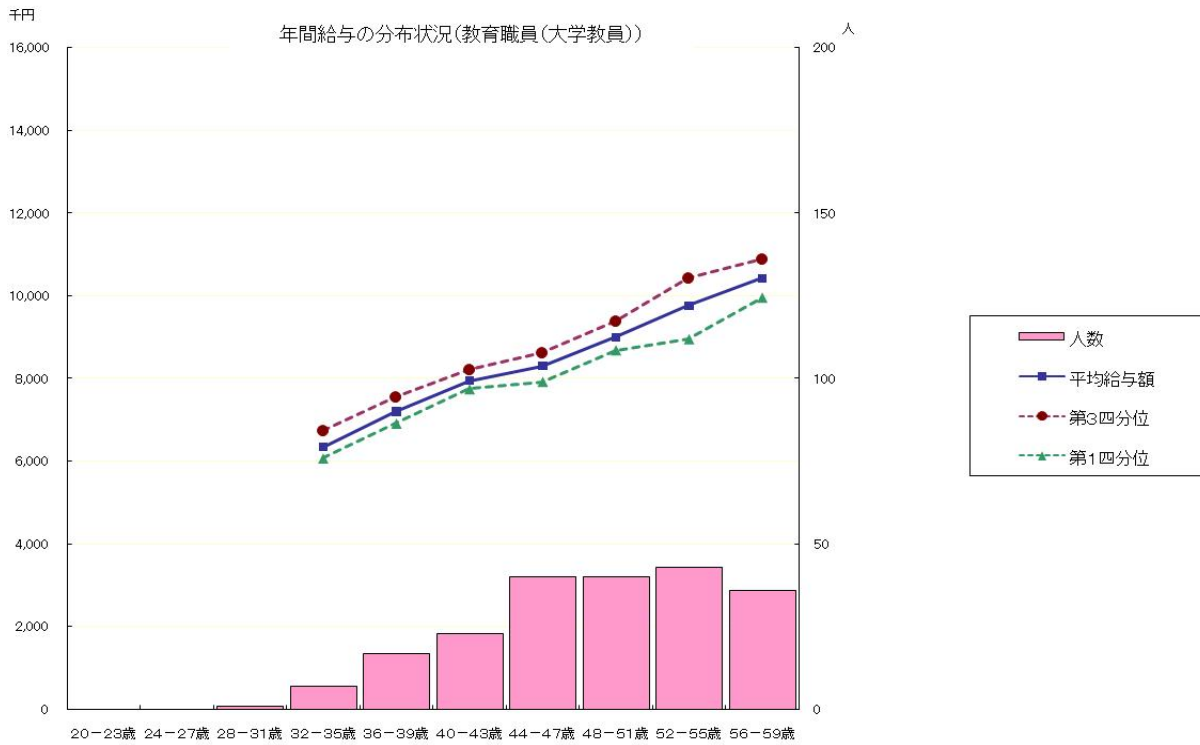
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:「20-23歳」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	3	53.8	—	9,931	—
課長	9	51.3	7,495	7,906	8,176
課長代理	13	51.2	6,767	6,940	7,223
係長	50	45.4	5,600	6,038	6,399
主任	9	44.8	5,124	5,716	6,372
係員	33	29.8	3,270	3,718	3,966

注:「部長」については、該当者が3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。



注:「28-31歳」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	144	56.4	9,414	10,194	10,843
准教授	96	45.1	7,656	8,060	8,545
講師	9	38.3	6,230	6,590	6,921
助教	2	48.0	—	—	—

注:「助教」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	部長 課長	課長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	117 (%)				2 (1.7%)	4 (3.4%)	10 (8.5%)	18 (15.4%)	51 (43.6%)	17 (14.5%)	15 (12.8%)
年齢(最高～最低)						59 46	59 46	59 44	58 35	34 27	30 23
所定内給与年額(最高～最低)						6,898 6,006	5,989 4,573	5,391 4,296	5,201 3,355	3,520 2,450	2,883 2,146
年間給与額(最高～最低)						9,263 8,176	8,070 6,608	7,487 6,011	7,197 4,641	4,697 3,350	3,826 2,887

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	251 (%)	144 (57.4%)	96 (38.2%)	9 (3.6%)	2 (0.8%)	
年齢(最高～最低)		64 45	61 33	49 31		
所定内給与年額(最高～最低)		9,369 5,805	6,914 4,296	5,830 3,917		
年間給与額(最高～最低)		12,962 8,350	9,574 6,019	8,023 5,431		

注:2級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.0 %	66.1 %	64.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.0 %	33.9 %	35.4 %
	最高～最低	46.3 }	38.8 }	42.5 }
		31.9	30.1	31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.0 %	68.1 %	66.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0 %	31.9 %	33.4 %
	最高～最低	41.7 }	38.5 }	38.3 }
		31.9	28.7	30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	65.4 %	67.7 %	66.6 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6 %	32.3 %	33.4 %
	最高～最低	38.1 }	38.5 }	36.4 }
		31.0	29.2	30.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.6 %	68.0 %	66.4 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4 %	32.0 %	33.6 %
	最高～最低	41.7 }	35.0 }	38.2 }
		31.2	29.5	30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

87.8

他の国立大学法人等(事務・技術職員)

101.0

(教育職員(大学教員))

他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員 87.8	
	参考	地域勘案 92.1
		学歴勘案 86.8
		地域・学歴勘案 91.8
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67% (国からの財政支出額 6,934百万円、支出予算の総額 10,286百万円：平成20年度予算)	
	【検証結果】 指数は参考も含めると86.8～92.1ポイントであり、適切である。	
	【累積欠損額について】 非該当 【検証結果】	
講ずる措置	国からの財政支出の状況を踏まえ総人件費を逡減させつつ、人材確保に支障を来さぬよう、今後も引き続き給与水準の現状維持を図りたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.1

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,491,703	千円 5,629,042	千円 (%) △ 137,339 (△2.4)	千円 (%) △ 558,888 (△9.2)
退職手当支給額 (B)	千円 661,935	千円 707,547	千円 (%) △ 45,612 (△6.5)	千円 (%) 114,502 (20.9)
非常勤役員等給与 (C)	千円 507,868	千円 477,619	千円 (%) 30,249 (6.3)	千円 (%) 79,249 (18.5)
福利厚生費 (D)	千円 699,017	千円 718,452	千円 (%) △ 19,435 (△2.7)	千円 (%) △ 79,437 (△10.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,360,523	千円 7,532,660	千円 (%) △ 172,137 (△2.3)	千円 (%) △ 444,574 (△5.7)

注: 「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与、報酬等支給総額については、常勤職員の採用を計画的に抑制し人員削減を進めたことによる職員数の減、再雇用職員の活用及び退職者の後任者の給与額が減少したため、前年度比△2.5%となった。

最広義人件費については、「給与、報酬等支給総額」の減少に加え、退職者数が減少したための退職手当額の減及び共済組合掛金等の福利厚生費が減少したため前年度比△2.3%となった。

② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標のⅢ「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の3「人事の適正化に関する目標」において、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」と明記している。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画のⅡ「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」の「人件費の抑制に関する具体的方策」において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」と目標を設定している。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,160,885	5,733,566	5,629,042	5,491,703
人件費削減率 (%)		△6.9%	△8.6%	△10.9%
人件費削減率(補正値) (%)		△6.9%	△9.3%	△11.6%

注1: 「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし